



呉市事業者向け補助金等申請サポート事業の拡充について

標記の件について、次のとおり拡充しましたので情報提供します。

1 「新型コロナ対応休業支援金・給付金（個人申請）」を社労士への補助金の対象とすることについて

補助対象者として「中小企業者が雇用する労働者で市内に住所を有する者（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請する者に限る。）」を補助金交付要綱に加え、社労士への補助金の対象とすることとします。

なお、当該改正に伴う補助金限度額の変更はありません。（補助率 10/10, 上限 10 万円）

2 行政書士への補助額の引き上げについて

行政書士に委託する場合の補助金の額の限度を「2万5千円」から「5万円」に変更します。